

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO.87

**【共通】** 問1 ホテルの用途に供される防火対象物の収容人員の算定に際して、従業者の数に合算すべき収容人員の算定方法として消防法令上正しくないものを次の中から1つ選べ。ただし、当該ホテルは、簡易宿所又は主として団体客を宿泊させるものではないものとする。

- (1) 洋室の宿泊室については、宿泊室ごとに当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数の合計数。
- (2) 和室の宿泊室については、宿泊室ごとに当該宿泊室の床面積を6㎡で除して得た数の合計数。
- (3) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分のうち、固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数の合計数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。
- (4) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分のうち、固定式のいす席を設ける部分以外の部分については、当該部分の床面積を4㎡で除して得た数の合計数。

**【消防用設備等】** 問1 防火対象物及び消防対象物に関するアからエの文章を読み、消防法令上正しいものの個数を次の中から1つ選べ。

- ア 山林は、消防対象物だが防火対象物ではない。  
イ 舟車は、消防対象物だが防火対象物ではない。  
ウ 船きょ若しくはふ頭に係留された船舶は、消防対象物だが防火対象物ではない。  
エ 建築物その他の工作物は、消防対象物であり防火対象物でもある。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ

**【消防用設備等】** 問2 消火器具の設置及び維持に関する次の文章を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 消火器具は、床面からの高さが1.5m以下の箇所に設けなければならない。
- (2) 消火器具は、保護のための有効な措置を講じた時を除き、水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれがない箇所に設けなければならない。
- (3) 粉末消火器を設ける際には、地震による震動等による転倒を防止するための適切な措置を講じなければならない。
- (4) 消火器具を設置した箇所には、消火器にあっては「消火器」と、水バケツにあっては「消火バケツ」と、水槽にあっては「消火水槽」と、乾燥砂にあっては「消火砂」と、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあっては「消火ひる石」と表示した標識を

見やすい位置に設けなければならない。

**【防火査察】** 問1 消防法（以下「法」という。）第4条の2に規定する消防団員の立入検査に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第4条の2の規定により消防団員に立入検査を実施させる場合の要件は、消防長又は消防署長が火災予防のため特に必要があると認めるときであり、法第4条のように火災予防全般について必要があるときではない。
- (2) 消防長又は消防署長が消防団員に法第4条の2の規定により立入調査を実施させる場合には、当該立入検査の対象となる防火対象物及び期日又は期間を指定する必要がある。
- (3) 法4条の2に規定する消防団員の立入検査については、法4条の消防職員による立入検査を拒み、妨げた場合におけるその行為者を罰する規定はない。
- (4) 消防団員が法4条の2の規定により立入検査を実施する場合には、法4条1項ただし書きに規定する個人の住居権の尊重等に関する事項を遵守する必要はない。

**【防火査察】** 問2 消防法（以下「法」という。）第5条の3第2項に規定する法5条の3第1項の受命者を確知することができない場合の措置（略式の代執行）に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 確知することができないとは、火災の予防に危険であると認める物件の所有者等が現場に居合わせず、かつ、氏名、住所等、その者を特定する情報がない場合をいう。
- (2) 法第5条の3第2項に規定する措置を実施する場合は、原則として、相当の期間を定めて、その措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- (3) 法第5条の3第2項に規定する措置を実施した場合は、消防長又は消防署長は法5条の3第3項により、当該物件を保管しなければならない。
- (4) 消防長又は消防署長は、法第5条の3第3項により物件を保管した場合は、保管を始めた日から起算して7日間、当該消防本部又は消防署に掲示することにより公示する必要がある。

**【危険物】** 問1 次のうち、類ごとに共通する貯蔵及び取扱の基準として、炎、火花又は高温体との接近を避けることとされているものでないものはどれか。

- (1) 第1類の危険物
- (2) 第2類の危険物
- (3) 第3類の危険物（自然発火性物品）
- (4) 第5類の危険物

- (5) 行政行為を行った行政庁も取り消すことがあるため、誤り。

**【警防】**

問1 答 (2)

解説 一般人、マスコミ及び関係者等から活動障害を受けない場所に設置する。

問2 答 (1)

解説 指揮本部長は、消防警戒区域を宣言し、消防団員及び現場にいる警察官に対して協力を求める。

問3 答 (2)

解説 説示は指揮本部長又は指揮本部長の指定する者が関係者に対して行う。

**【救急】**

問1 答 (2)、(4)

解説 (2) インフルエンザは飛沫感染  
(4) 麻疹は空気感染

問2 答 (3)

解説 医療従事者(医師、看護師、救急救命士など)に対する教育は、救急医療対策事業実施要綱における救命救急センターの基準

問3 答 (2)

解説 プロトコールの改定がA (Action)になる。事後検証の実施がC (Check)、病院研修の実施、症例検討会の実施はD (Do)、オンラインMCの設置はP (Plan)になる。

予防技術検定模擬テスト

**【共通】**

問1 答 (4)

解説 (1) 消防法施行規則第1条の3参照。  
(2) 消防法施行規則第1条の3参照。  
(3) 消防法施行規則第1条の3参照。  
(4) 消防法施行規則第1条の3参照。4㎡ではなく、3㎡で除して得た数の合計数。

**【消防用設備等】**

問1 答 (1)

解説 消防法第2条第2項及び同条第3項参照。山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物を防火対象物といい、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物又は物件を防火対象物というたされている。このように両者に「…若

しくはこれらに属する物」と「…又は物件」の差異はあるものの、「山林」、「舟車」、「船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶」及び「建築物その他の工作物」は、いずれも消防対象物であり防火対象物でもある。

問2 答 (3)

解説 (1) 消防法施行規則第9条第1号参照。  
(2) 消防法施行規則第9条第2号参照。  
(3) 消防法施行規則第9条第3号参照。例えば転倒式化学泡消火器のように転倒した場合に消火剤が漏出するおそれのある消火器にあっては転倒防止措置を講じなければならないが、転倒しただけでは消火剤が漏出するおそれがないと考えられる粉末消火器にあっては転倒防止措置までは義務付けられていない。ただし、震災対策を推進すべき気運が高まっている中で、消防職員等から転倒防止措置の有用性について指導を受け、自主的に転倒防止機能付き消火器台等を用いて転倒防止措置が講じられている防火対象物も多い。  
(4) 消防法施行規則第9条第4号参照。

**【防火査察】**

問1 答 (4)

解説 (1) 法4条の2により適当。  
(2) 法4条の2により適当。  
(3) 法4条の2により適当。  
(4) 法4条の2第2項により法4条第1項ただし書き及び第2項から第4項までの規定は、消防団員の立入検査にも準用されるので、不適当。

問2 答 (4)

解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。  
(2) 法5条の3第2項及び違反処理マニュアルにより適当。  
(3) 法5条の3第3項及び違反処理マニュアルにより適当。  
(4) 保管を始めた日から起算して14日間、当該消防本部又は消防署に掲示し、この公示期間が満了しても、なおその物件の権限を有する者の氏名及び住所を知ることができない場合は、公示の用紙を市町村又は新聞に掲載する必要があるため、不適当。

**【危険物】**

問1 答 (1)

解説 第1類の危険物は酸化性固体であり、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けることとされている。

[参照条文]